

法的に義務付けられた「職長教育(一般製造業)」  
です。安全衛生責任者の教育は含まれていません。

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部  
〈公印省略〉

職長安全衛生教育開催のご案内

標記教育は労働安全衛生法第60条、同安全衛生規則第40条第2項により、事業主の責任において12時間以上教育を実施することが義務付けられており、必ず教育しなければならない法定教育です。

この度、下記の通り職長安全衛生教育を開催致しますのでご案内申し上げます。この機会に受講されますよう、よろしくお願い申し上げます。教育修了者には修了証を交付致します。

尚、ご提出頂いた個人情報については、個人情報保護法に基づき当協会が責任を持って管理・保管し本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。

記

1. 講習日程・時間・費用・会場 (2日間)
- | 日 程       | 時 間                   | 定 員 | 費 用                                            | 会 場                                                                  |
|-----------|-----------------------|-----|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 11月14日(火) | 両日共<br>9:20~<br>17:00 | 25名 | 受講料<br>会 員: 12,220円<br>一 般: 14,260円<br>(消費税込み) | 横須賀市立勤労福祉会館<br>(ヴェルクよこすか)<br>横須賀市日の出町1-5<br>TEL 822-0202<br>6階 第1会議室 |
| 11月15日(水) |                       |     | テキスト代<br>880円(消費税込み)                           |                                                                      |
2. 対象者

3. 申込要領

4. 申込期限

5. 申込先

6. 振込先
- 新任職長及び作業中の労働者を直接指導・監督する者等

予約申込みは先着順に受付けます。下欄の予約申込書に所定の事項を記入し、事務局までFAXで送付して下さい。  
※ 受講をキャンセルする場合は、11月8日(水)までにご連絡下さい。  
連絡がない場合は、費用はお支払い頂きますので、予めご了承下さい。

2023年11月7日(火) 但し、定員に達した場合は、その時点で締切とします。

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部 横須賀市夏島町19番地  
住友重機械工業㈱横須賀製造所内第二本館2階  
電話 845-9522 FAX: 845-9510

湘南信用金庫田浦支店 普通口座 1111447  
名義: (社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部
- 弊社適格請求書発行事業者登録番号: T6-0200-0500-9657

2023年 第2回 職長安全衛生教育申込書

| 事業所名 | 所在地  | 担当者 | 電 話 | F A X |
|------|------|-----|-----|-------|
|      | 〒    |     |     |       |
| 受講者名 | 生年月日 | 役職名 | 備 考 |       |
| ①    |      |     |     |       |
| ②    |      |     |     |       |

お手数ですが、下記支払方法のいずれかに○印をつけて下さい。

支払方法 (1. 事務局へ現金持ち込み 2. 振込 3. 講習当日現金支払)

※1「振込」の場合の手数料は、貴社負担でお願い致します。

※2「当日現金」の場合は、お釣りが発生しないようお願い致します。